

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成29年度包括外部監査「観光行政に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 個別事業に係る監査の結果及び意見

【4】ならまち格子の家運営管理経費

(1) 指定管理者からの事業報告書について

・構成員合算の収支計算書を入手すべき

(奈良町にぎわい課)

【監査結果】

市は、コンソーシアムへ支払った指定管理料4,408千円のうち、2,963千円の用途を把握していなかった。

また、市が入手していたコンソーシアムの収支計算書と監査人が入手した(株)地域活性局の収支計算書を合算すると、コンソーシアムとしてのあるべき事業活動収支差額は△4千円であり、市が把握している収支差額△29千円よりも24千円乖離していた。

コンソーシアムの構成員の当該事業に係る支出は、コンソーシアムの支出であるので、その支出項目が分かるような収支計算書を入手すべきである。したがって、市は、現状のような(株)地域活性局への負担金支出として開示された収支計算書を入手するのではなく、(株)地域活性局での支出項目に合わせて、コンソーシアム全体としての収支計算書を提出させるべきである。

(表省略)

【措置の内容】

(株)地域活性局での支出項目に合わせた、コンソーシアム全体としての令和元年度収支計算書を提出させました。